

京都市告示第 422 号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から14日間一般の縦覧に供します。

平成17年1月5日

京都市長 榊 本 頼 兼

道路の種類 市 道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区 間	延 長	敷地の幅員
山科川田経41号線	山科区川田欠ノ上33番地の8地先から 同町33番地の7地先まで	メートル 41.10	9.92 ~メートル 14.00
羽束師経156号線	伏見区羽束師鴨川町197番地の3地先から 同町196番地の3地先まで	90.10	6.00 ~ 12.00

(建設局道路部道路明示課)